

# 諏訪市都市計画マスタープラン

## 概要版

コンパクトなまちに交流と活気がみなぎる  
快適生活都市 諏訪



諏 訪 市

# 諏訪市都市計画マスタープランの概要

## 計画の目的と改定の経緯

諏訪市都市計画マスタープランは、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組むための「まちづくりの指針」とすることを目的とした計画です。

諏訪市都市計画マスタープランは、平成 10（1998）年3月に初めて策定しました。策定から約 20 年が経過し、その間に人口減少時代の到来、少子化・高齢化の進展、安全・安心への市民意識の高まり等、諏訪市のまちづくりを取り巻く環境は大きく変化しています。

このように社会情勢の変化等によりコンパクトなまちづくりを目指す必要性が生じていることや、旧諏訪市都市計画マスタープランでは目標年次を平成 27（2015）年と定めていることなどから改定しました。

## 計画の位置づけと役割

諏訪市都市計画マスタープランは、第五次諏訪市総合計画後期基本計画や国・長野県などの上位計画、関連計画に即しつつ、特に、都市計画分野に関わるまちづくりの具体的なビジョンを明確化し、将来都市像や市域の課題に応じて都市施設や市街地などの整備方針を総合的かつ具体的に定めたものです。

### 都市計画マスタープランの役割

まちづくりの  
理念の共有

目指すべき都市の  
将来像の明確化

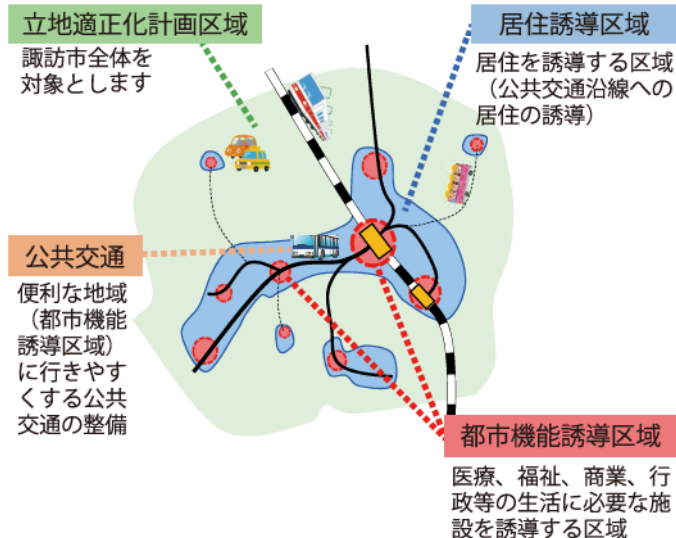
都市整備に係る  
施策の指針

## 計画の特徴と立地適正化計画

今回の都市計画マスタープランの改定に際して、市民アンケート、ワークショップなどにより市民の意向を把握するとともに、市役所ロビーでのパネル展などを通じて広く市民への情報提供を行いました。さらに、一般公募の市民も参加した改定委員会を組織し、計画内容などの検討を行いました。

また、もうひとつの特徴は、人口減少社会、少子高齢社会に向かうなかで、コンパクトなまちづくりを進めるための諏訪市立地適正化計画の策定と並行して改定したことです。この諏訪市立地適正化計画は「都市計画マスタープランの高度化版」として位置づけられています。

### 立地適正化計画のイメージ



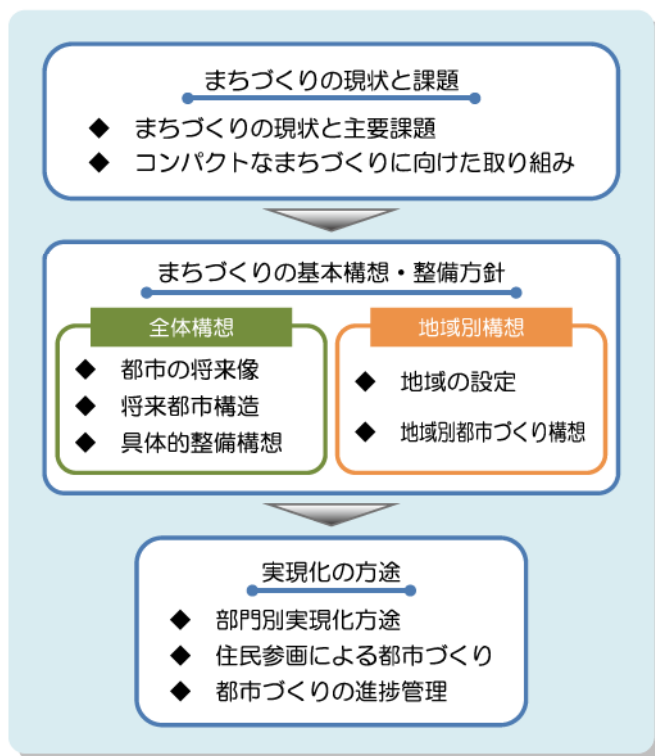
## 目標年度

目標年度は、上位計画である諏訪都市計画区域マスタープラン\*の目標年次を勘案し、2033 年度とします。

\* 広域的な観点から長野県が策定した都市計画に関する計画

## 計画の構成

諏訪市都市計画マスタープランは、「まちづくりの現状と課題」、「全体構想」、「地域別構想」、「実現化の方途」で構成します。



# 全体都市づくり構想

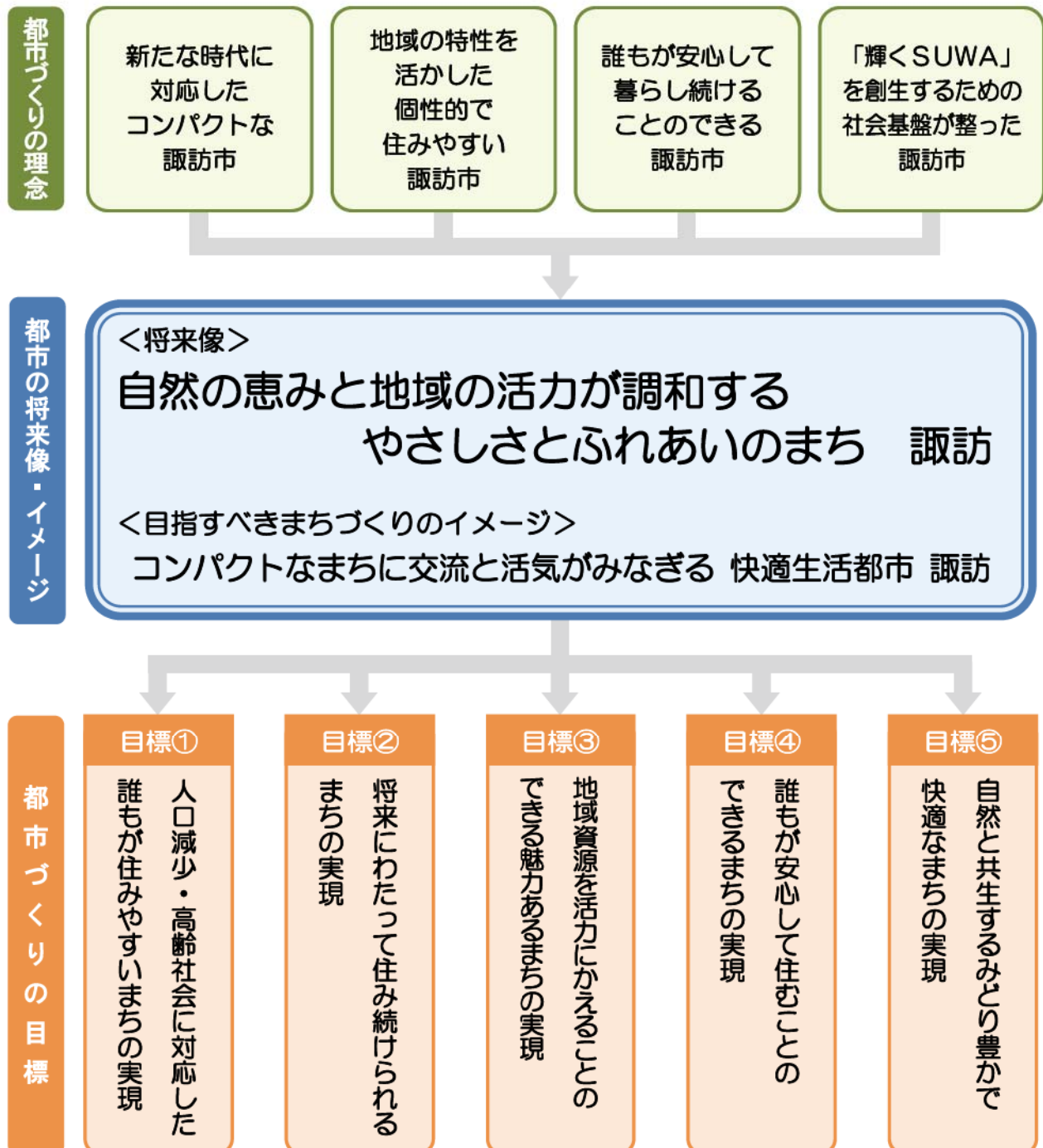
## 将来フレーム

将来フレームは、目標年次における都市や都市施設の規模を想定するために設定します。

諏訪市で策定している諏訪市まち・ひと・しごと創生総合戦略における諏訪市人口ビジョンを参考とします。これによると、諏訪市の将来人口は2030年には45,506人、2035年には44,473人とされていることから、諏訪市都市計画マスタープランの将来フレームを以下のように定めます。

諏訪市の将来フレーム = 45,000人 (2033年)

## 計画の体系



# 全体都市づくり構想 ~ 将来都市構造 ~

都市構造は、面的な広がりを持つ「拠点」と带状の機能を現す「軸」によって構成されます。「拠点」及び「軸」の考え方を以下に示します。

## 拠点の考え方

諏訪市における都市構造としての拠点は、駅・インターチェンジ・道路・公共建物等の主要な施設の配置状況、歴史、主要な産業等を勘案し、都市機能の集積や都市の魅力づくりを集中的に展開する地区として、次のような拠点を配置します。

### ① 中心市街地

上諏訪駅周辺や市役所付近等の公共施設や商業機能の集積地を「中心市街地」として設定します。

### ② 郊外型商業拠点

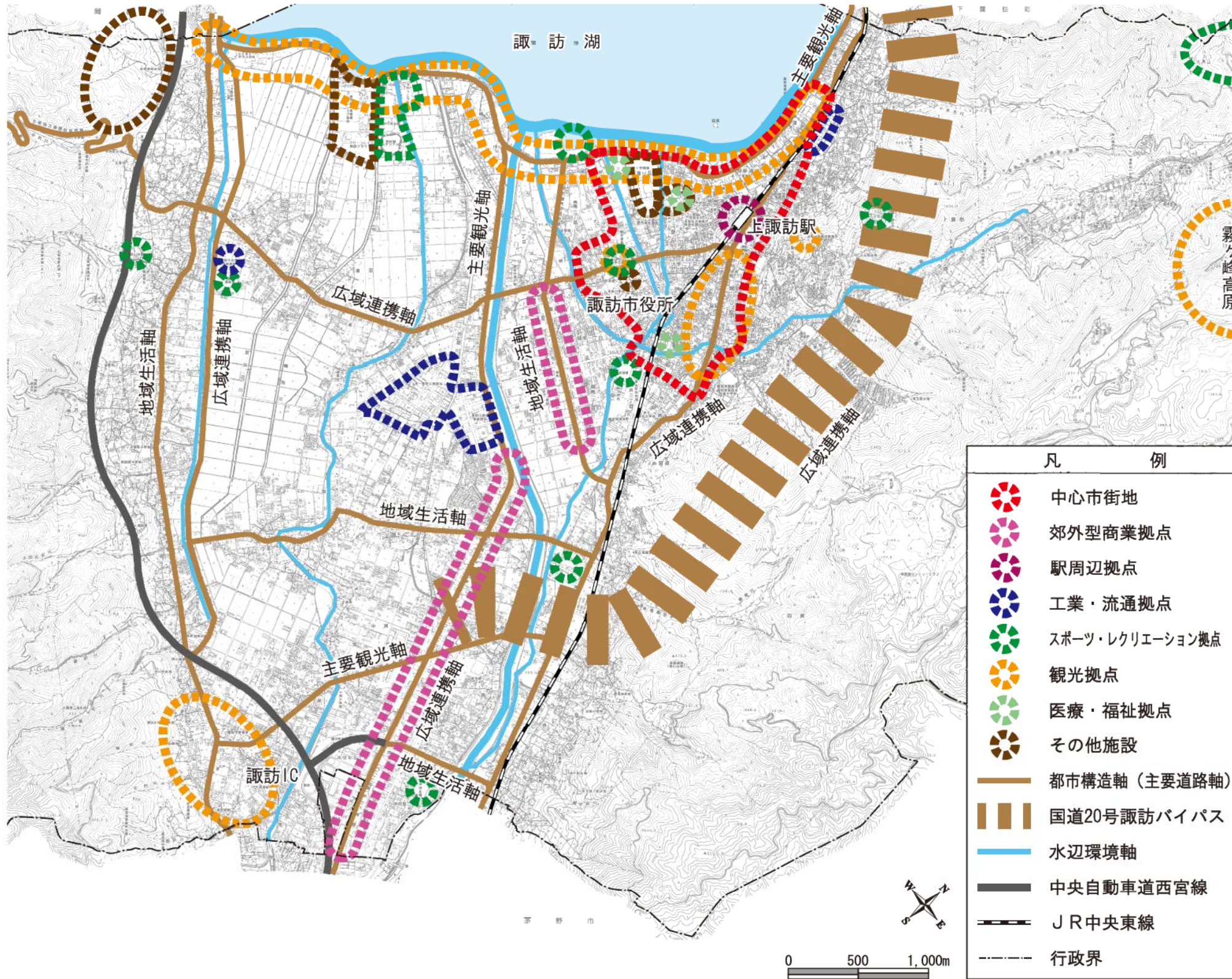
自動車依存社会に対応するため、郊外の主要な道路沿いに集積したまとまりのある商業地を「郊外型商業拠点」として設定します。

### ③ 駅周辺拠点

交通結節点として公共交通等が集積し、また、諏訪市の顔として中心市街地の核をなすエリアを「駅周辺拠点」として設定します。

### ④ 工業・流通拠点

工業団地、流通団地等、諏訪市における工業や流通の集積地を「工業・流通拠点」として設定します。



凡 例	
	中心市街地
	郊外型商業拠点
	駅周辺拠点
	工業・流通拠点
	スポーツ・レクリエーション拠点
	観光拠点
	医療・福祉拠点
	その他施設
	都市構造軸（主要道路軸）
	国道20号諏訪バイパス
	水辺環境軸
	中央自動車道西宮線
	JR中央東線
	行政界

## 軸の考え方

諏訪市における都市構造としての軸は、国道、主要地方道、一般県道、市道等の配置状況と、周辺市町村との連携や各拠点間の円滑な連絡等に配慮し設定します。

また、河川、水辺等、都市内で住民に憩いの場を与える場についても軸として設定します。

### ① 都市構造軸（主要道路軸）

◆ 広域連携軸  
周辺市町村を含む、広域的な連携を支援する道路を「広域連携軸」として設定します。

◆ 主要観光軸  
観光客の多くが市内を移動する際に利用することが想定される道路を「主要観光軸」として設定します。

◆ 地域生活軸  
主に地域住民が市内を移動する際に利用する道路のうち、主要なものを「地域生活軸」として設定します。

### ② 水辺環境軸

諏訪湖畔及び市内を流れる主要な河川沿いは、憩いのスペース、都市内緑化のための緑地等の機能を有するため「水辺環境軸」として設定します。

### ⑤ スポーツ・レクリエーション拠点

市民がスポーツを楽しんだり、レクリエーションを行う場や地域住民の憩いの場として機能する公園のうち、主要な公園を「スポーツ・レクリエーション拠点」として設定します。

### ⑥ 観光拠点

主に観光の用に供する施設が集積しているエリアや観光資源を「観光拠点」として設定します。

### ⑦ 医療・福祉拠点

諏訪圏域の医療の中核をなす医療機関及び健康増進や福祉活動のための基幹施設を「医療・福祉拠点」として設定します。

### ⑧ その他施設

市民生活を維持していくうえで欠かすことのできない都市施設等を「その他施設」として設定します。

# 具体的整備構想

## 具体的な目標と基本方針

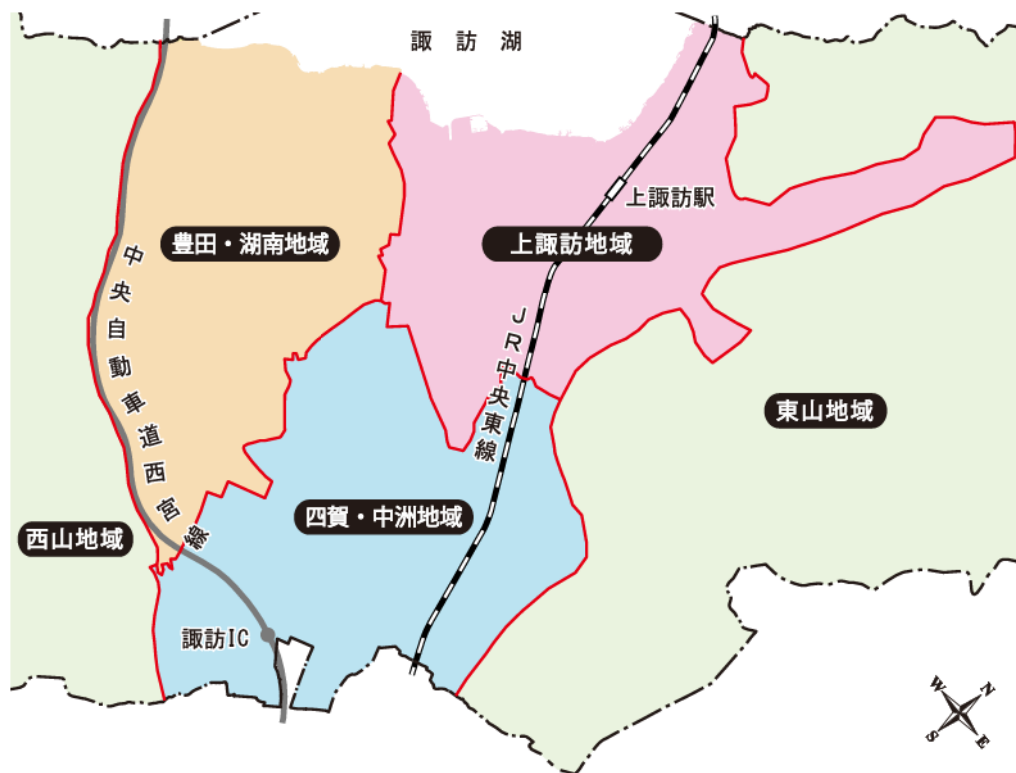
	目 標	基 本 方 針
土地利用	生活、生産、自然環境の 調和した秩序のある 明確な都市空間の形成	<ol style="list-style-type: none"><li>① 無秩序な都市の拡大の防止と、居住機能、都市機能の適正な配置と計画的な集約</li><li>② 土地利用の混在を防止した、整序ある土地利用への誘導</li><li>③ 主要な幹線道路沿いで用途地域の指定のない区域の適正な土地利用規制・誘導</li><li>④ 商工業、農林業、観光業と共生する土地利用への誘導</li><li>⑤ 再生可能エネルギーの活用などに起因する大規模開発の適正な誘導</li><li>⑥ 駅周辺を含む中心市街地の再生を支援する土地利用の誘導</li><li>⑦ 優良農地の保全と調和</li></ol>
交通体系整備	豊かな生活と活力ある 都市活動を支える 交通体系の形成	<ol style="list-style-type: none"><li>① 総合的な都市交通体系づくり</li><li>② 目指す都市構造を牽引する道路づくり</li><li>③ 人と自然にやさしい道路づくり</li><li>④ 個性的でアメニティの高い道路づくり</li><li>⑤ 豊かな歩行者のネットワークづくり</li><li>⑥ 低炭素社会を目指すための自動車交通が円滑な道路づくり</li><li>⑦ 便利な公共交通による歩いて生活できる都市づくり</li></ol>
公園・緑地整備	豊かな緑とふれあい 共生する潤いのある 都市空間の創出	<ol style="list-style-type: none"><li>① 誰もが生活に豊かさを取り入れることのできる公園・緑地の維持・整備</li><li>② 公園施設の計画的な維持・管理</li><li>③ 各河川沿い、諏訪湖畔の緑地の有効活用</li><li>④ 市街地における緑の維持と緑化の推進</li><li>⑤ 水と緑のネットワークの形成</li></ol>
下水道整備	清潔で快適な生活と 誰もが遊びたくなる 水環境の創出	<ol style="list-style-type: none"><li>① 諏訪市公共下水道基本計画及び事業計画の見直しと整備</li><li>② 公共下水道の適正な維持・管理</li><li>③ 清潔で快適な生活の創出</li></ol>
低炭素都市実現	地球環境を守るための 持続可能な 低炭素都市の創出	<ol style="list-style-type: none"><li>① 集約型都市構造による低炭素都市の実現</li><li>② 円滑な道路交通による低炭素都市の実現</li><li>③ 省エネルギー・再生可能エネルギーの有効利用による持続可能な低炭素・循環型都市への転換</li></ol>
都市景観整備	自然と歴史と現代が 織りなす 良好な諏訪景観の形成	<ol style="list-style-type: none"><li>① 自然環境や自然景観と調和した都市景観の形成</li><li>② 田園景観の保全と活用</li><li>③ 諏訪湖畔の水辺景観の整備</li><li>④ 諏訪市を特徴づけるまちなかの景観や歴史景観の保全と活用</li><li>⑤ 道路の位置づけに配慮した沿道景観の創出</li></ol>
防災都市づくり	災害を未然に防ぎ 誰もが安心して 暮らすことのできる 都市の形成	<ol style="list-style-type: none"><li>① 土地利用誘導や法規制による災害の防止</li><li>② 都市型災害に対応する道路の整備</li><li>③ 緊急輸送路、避難路として機能する道路の整備</li><li>④ 関係機関と連携した災害対策の推進</li><li>⑤ 民間建物の耐震化の推進</li><li>⑥ 事前復興の考え方に基づく迅速な災害復旧体制の構築</li></ol>

# 地域別都市づくり構想

## 地域の設定

地域別都市づくり構想を策定するにあたり、行政区、地形等を考慮し、「上諏訪地域」「豊田・湖南地域」「四賀・中洲地域」「西山地域」「東山地域」の5地域に区分しました。

ただし、西山地域、東山地域は山間部であり、また、長野県立自然公園条例や諏訪市自然環境保護条例の対象区域を含み、景観への配慮等保全を主とした地域となることから、地域別都市づくり構想の対象は平坦部の3地域とします。



## 地域別の将来像とまちづくりの方向

上 諏 訪 地 域	将来像	『人々が出会い、憩い、楽しめ、かつ 安心して住み続けることのできるまちづくり』を目指して
	まちづくりの方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都市機能の適正配置</li> <li>◆ 歩いて暮らすことのできる市街地の形成</li> <li>◆ 円滑な市街地交通の確保</li> <li>◆ 交流を促進する観光産業の支援</li> </ul>
豊 田 ・ 湖 南 地 域	将来像	『水と緑につつまれて四季を感じられる うるおいのあるまちづくり』を目指して
	まちづくりの方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ まとまりのある農地と希少な田園風景の保全</li> <li>◆ 主要地方道岡谷茅野線周辺における既存集落の住環境の保全</li> <li>◆ 新たな交通体系への対応</li> </ul>
四 賀 ・ 中 洲 地 域	将来像	『諏訪の歴史を継承しつつ、 新たな活力拠点として発展するまちづくり』を目指して
	まちづくりの方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 諏訪大社上社周辺の歴史的景観を活かしたまちづくり</li> <li>◆ 旧甲州街道沿いの住環境の保全</li> <li>◆ 新市街地の役割の明確化と適正な発展</li> <li>◆ 観光資源としての沿道景観の形成</li> </ul>

# 計画実現に向けて

## 実現化の考え方

諏訪市都市計画マスタープランは、総合的なまちづくりの指針であり、都市整備に係わる道路、公園・緑地、景観、防災等の個別部門の上位計画として位置づけられます。また、福祉、教育、文化等、様々な分野との連携も必要です。

そのことから、幅広い部門との連携を図りながら、個別部門計画の充実を図っていく必要があります。

ただし、諏訪市都市計画マスタープランが改定された際に既に策定されている個別計画については、その推進を図るとともに、計画期間終了時や改定の必要が生じた際には、諏訪市都市計画マスタープランに即した計画の改定を行います。

さらに、近年の住民自らが積極的にまちづくりに参加する気運の高まりを受け、住民のまちづくりに関する認識を深めるとともに、役割分担を明確にすることで、計画の推進を図ります。

## 住民参画の考え方と各主体の役割

住民がまちづくりに参画し行政とともに取り組むためには、都市の将来像や目指すべきまちづくりのイメージ、まちづくりの目標を共有し、密接に連携することが重要です。

また、住民参画のまちづくりに向けて、住民、企業、各種団体、行政等の各主体の定義と役割を明確にするとともに、各主体が連携してまちづくりを進めるための体制づくりを行います。

主体	定義	役割
住民	市民をはじめ、諏訪市に通勤・通学する人、観光等で訪れる人など、諏訪市に関わりのある個人や団体等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 個人、団体等の一員として、「自分たちのまちを自らがつくる」「次世代に快適な諏訪市を残す」ということを意識して、それぞれが可能な範囲でまちづくりに参加する。</li><li>○ 自らの日常生活において、諏訪市都市計画マスタープランに示されているまちづくりを意識し、行動する。</li></ul>
企業	諏訪市内に拠点を置く企業や市内で活動する企業、まちづくりに関心のある企業等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 企業活動を通じて、まちづくりに参加する。</li><li>○ 企業の持つ専門的な知識や技術を、積極的にまちづくりに活用する。</li><li>○ 企業の従業員等が取り組むまちづくり活動をサポートする。</li></ul>
各種団体	まちづくりに関連する分野で広く活動するNPO法人や大学等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 団体が持つ専門知識、技術、ノウハウ等をまちづくりに活かす。</li><li>○ 各種団体が行う活動において、諏訪市都市計画マスタープランに示されているまちづくりを意識し、行動する。</li></ul>
行政等	諏訪市・長野県・国等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 都市基盤や施設の整備に際して、住民意向を可能な限り反映する。</li><li>○ 各種整備計画等の策定時には、住民が参画することのできる項目を明確にする。</li><li>○ 住民が自発的に取り組むまちづくりについて、庁内横断的な取り組みによる可能な範囲での支援を行う。</li><li>○ 複数のまちづくり活動について、相互の時期・場所・内容等が重複しないよう、また、活動の連携について調整を行う。</li><li>○ まちづくり活動に関する情報を発信する。</li><li>○ 住民等の要請により、専門家や専門職員等の派遣、助言・相談体制を構築する。</li></ul>

## 都市づくりの進捗管理

諏訪市では、事務事業の定期的な自己点検や改善を図るための「行政評価」や「施策評価」を実施することで、諏訪市総合計画の進行管理のためのマネジメントツールとして活用を図っています。

そこで、諏訪市都市計画マスタープランに関し、この行政評価や施策評価を活用した評価を行います。また、評価結果を用いて、必要に応じた計画の改善、見直しを行います。

